

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律等の施行に関する実施要綱

制定 令和5年3月28日付け畜産第2172号

(趣旨)

第1条 この要綱は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(知事が必要と認める図書)

第3条 省令第64条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、特例畜舎等以外の畜舎等に係る畜舎建築利用計画が法第3条第3項第4号に適合するものであることについて、建築基準法第（昭和25年法律第201号）77条の21に規定する指定確認検査機関の審査を受け、適合証の交付を受けたときは、当該適合証及び省令別表第1に掲げる図書とする。

(知事が不要と認める図書)

第4条 省令第64条第2項に規定する知事が不要と認める図書は、前条に掲げる図書を添付する場合にあっては、省令別表第2から第8までの各項に掲げる図書（省令第48条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書を除く。）とする。

(接道の認定)

第5条 省令第48条第2項の規定による認定を受けようとする者は、様式第1号による申請書に、次に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 省令別表第1に掲げる図書
- 二 その他知事が必要と認める図書

2 知事は、省令第48条第2項の規定による認定をし、又はしないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 法第3条第1項の認定、法第4条第1項の変更の認定、法第6条第2項

ただし書の規定による認定、法第 10 条第 1 項から第 3 項までの規定による認可又は省令第 48 条第 2 項の規定による認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、様式第 2 号による届出書を知事に提出しなければならない。

(仮使用の認定に係る知事が必要と認める図書及び書類)

第 7 条 省令第 76 条第 1 項に規定する知事が必要と認める図書及び書類は、次に掲げる図書とする。

- 一 安全上、防火上及び避難上支障がないことについて、指定確認検査機関による審査を受けた場合にあつては、当該指定確認検査機関が交付する審査済証
- 二 その他知事が必要と認める図書

(利用状況の報告)

第 8 条 省令第 91 条に規定する知事の定める日は、法第 3 条第 1 項の認定を受けた日又は前回の報告書の提出日から 5 年を経過する日の属する年度の 12 月 28 日とする。

(建築等又は利用の取りやめ)

第 9 条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめるときは、様式第 3 号による届出書を知事に提出しなければならない。

(畜舎等建設場所の選定)

第 10 条 法第 3 条第 1 項及び法第 4 条第 1 項の規定による申請を行う者は、畜舎等の敷地について、特定行政庁（建築基準法第 2 条第 35 号で規定）又は市町が定める建築基準に関する条例及び市町の都市計画に鑑み、交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないものを選定すること。

附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

認定申請書

年 月 日

石川県知事 様

申請者の住所または
主たる事務所の所在地
申請者の氏名または名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定を申請します。この申請書および添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者の概要

- (1) 氏名または名称および法人にあつては、その代表者の氏名：
- (2) 住所または主たる事務所の所在地：
- (3) 連絡先：

2 設計者の概要

- (1) 資格： () 建築士 () 登録第 号
- (2) 氏名：
- (3) 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- (4) 所在地：
- (5) 連絡先：

3 畜舎等および畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地または所在地：
- (2) 区域、地域、地区または街区：

- (3) 道路
- ①幅員：
 - ②敷地と接している部分の長さ：
- (4) 敷地面積
- ①敷地面積：
 - ②省令第45条に規定する畜舎等の建蔽率：
 - ③敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：
- (5) 畜舎等の種類
- 飼養施設
 - 飼養施設に付随する搾乳施設 飼養施設に付随する集乳施設
 - 飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設
 - 飼養施設に付随する畜産業用倉庫
 - 飼養施設に付随する畜産業用車庫
 - 堆肥舎 発酵槽等
 - 堆肥舎に付随する畜産業用倉庫
 - 堆肥舎に付随する畜産業用車庫
 - 発酵槽等を制御するための施設
- (6) 工事種類
- 新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替
- (7) 建築面積
- ①建築面積：(申請部分 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 m²)
 - ②建蔽率：
- (8) 床面積：(申請部分 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 m²)
- (9) 申請に係る畜舎等の数：
- (10) 工事着手予定年月日：
- (11) 工事完了予定年月日：
- (12) 備考

4 畜舎等別の構造および設備の概要

- (1) 番号：
- (2) 工事種類
- 新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替
- (3) 構造： 造 一部 造
- A構造畜舎等 B構造畜舎等
- (4) 高さ： m
- (5) 備考

取下げ届出書

年 月 日

石川県知事 様

申請者の住所または
主たる事務所の所在地
申請者の氏名または名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

下記の申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

- 1 申請の種類
 - 法第3条第1項の認定
 - 法第4条第1項の変更の認定
 - 法第6条第2項ただし書の規定による認定
 - 省令第48条第2項の規定による認定
- 2 申請年月日
- 3 取下げの理由
- 4 備考

取りやめ届出書

年 月 日

石川県知事 様

申請者の住所または
主たる事務所の所在地
申請者の氏名または名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等（利用）を取りやめたいので、届け出ます。

記

- 1 畜舎建築利用計画の認定番号および認定年月日
- 2 取りやめの年月日
- 3 取りやめの理由
- 4 備考